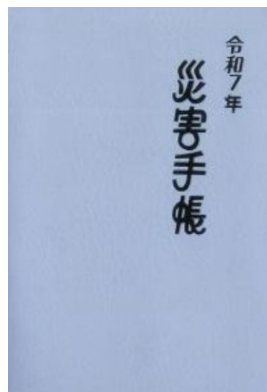


第二話 災害財政 (つづき)

4) 災害査定

すべての被災施設の災害復旧事業に対して自動的に国庫補助が付与されるわけではない。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第六条に適用除外の規定がある。工事費用が廉価な場合、小規模施設の場合に加えて、「二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの、三 維持工事とみるべきもの、四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの、五 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの」等の規定があり、特に「維持管理の義務を怠ったことに基因」に注目する必要がある。

災害復旧事業関連法令には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の下に同法施行令（S26、政令第 107 号）、施工規則（H12・運輸省建設省令 14 号）の政省令に加えて、いわゆる通達行政として同法事務取扱要綱（S31・建設省発河 114 号事務次官通達）、公共土木施設災害復旧事業査定方針（S32・建設省発河 351 号河川局長通知）、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（S29 都市局長、水管理・国土保全局長、港湾局長通知）、災害査定官申合事項（S40、河川局防災課）と階層化された細かな法令が存在し、災害査定はそれらの法令に準拠し、災害査定官による評価をなるべく均質とすべく実施されてきた。災害査定の実務では、毎年更新される「災害手帳」¹⁾、「災害査定の手引き」²⁾が参照されている。



図一 1 令和7年度災害手帳

災害手帳¹⁾第1章第2節災害復旧事業の適用範囲には、法面処理工の欄に「(イ) 芝付工、吹付工、スロープネット、ストーンガード等、被災状況に応じた適切な工法で採択することができる。

(ロ) 既設の施設のみが被災した場合は採択しない。(したがって、地山の崩壊等を伴わない場合は採択しないと理解できそう。)」との記述がある(p.121)。地山に鉄筋・アンカー材を挿入する鉄筋挿入工、アンカー工の場合、当該法面処理工の被災時にはかなりの確率で地山の崩壊を伴う破壊形態が想定され、災害復旧事業に適用範囲に含まれそうである。

災害手帳第6章復旧工法第2節設計上注意すべき事項には、砂防施設、地すべり対策、急傾斜

地崩壊防止施設の項目があり、道路の項目に切土法面標準勾配、構造物によるのり面保護工の一覧表、および「道路土工一切土工・斜面安定工指針」³⁾を出典とする切土のり面におけるのり面保護工の選定フロー、のり面条件を基にした植生工の選定フローが示されている（図－２，３）。

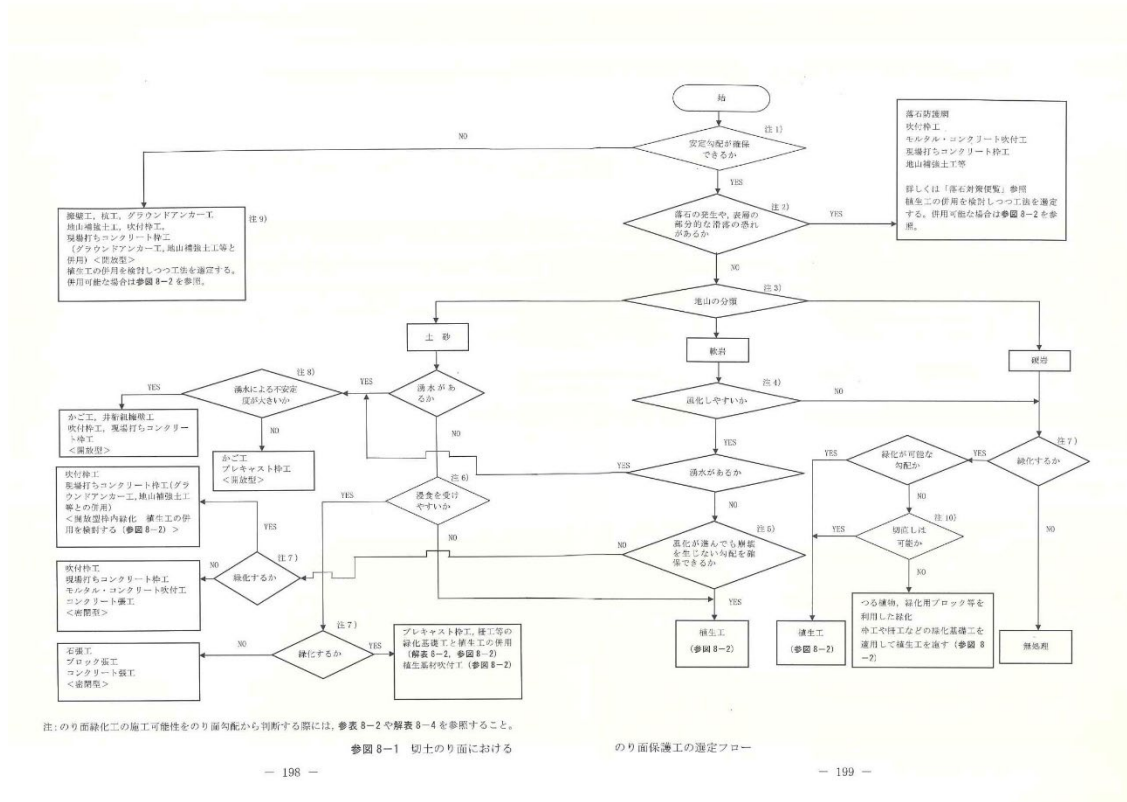
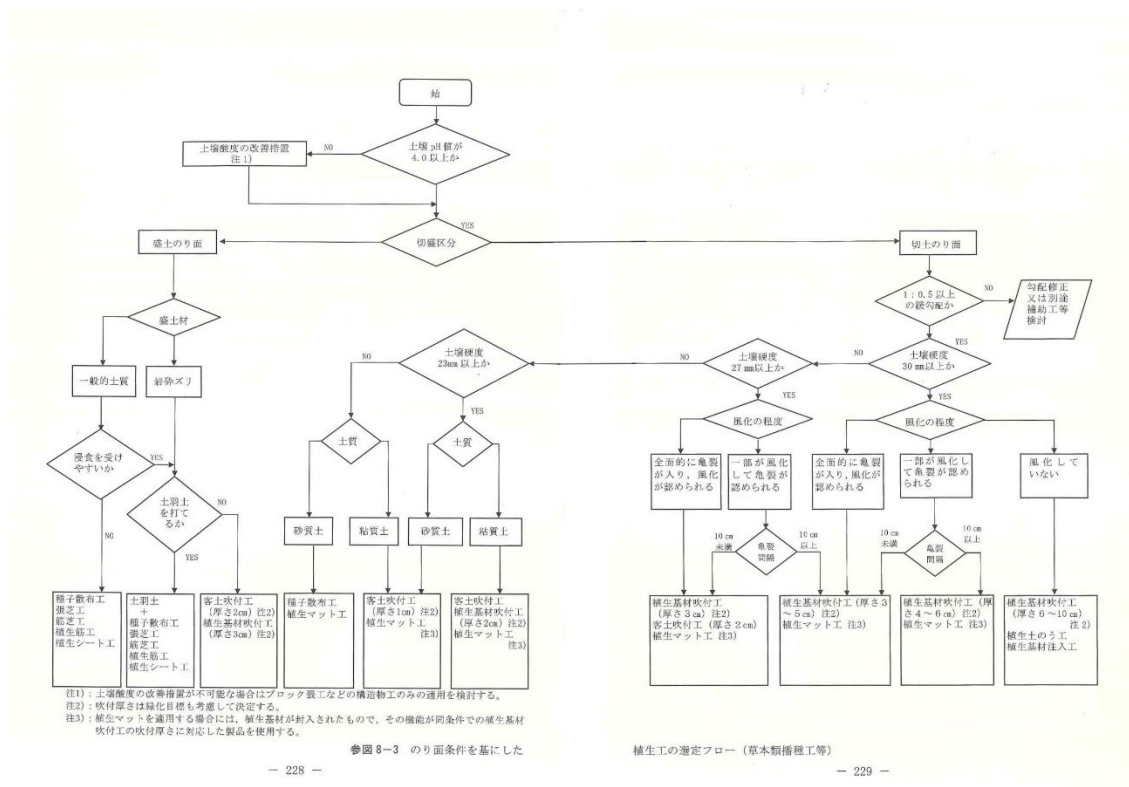


図-3 切土のり面におけるのり面保護工の選定フロー 出典：7年度災害手帳



図一 4 のり面条件を基にした植生工の選定フロー 出典：7年度災害手帳

災害復旧の事業費は「第七条 地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。」と定められているように災害査定を経て決定される。

災害査定は、多様な技術の経験が必要である分野で、特有な一つの専門的技術分野を形成しているとの印象を持つ。地方公共団体が提出する資料の作成等の支援として、公益社団法人全国防災協会では、災害復旧技術専門家派遣制度

(https://www.zenkokubousai.or.jp/download/2022_disaster-seidogaiyo.pdf)

を運用している。斜面インフラに関する災害については斜面インフラマネジメント協会の技術者が災害復旧に貢献できる分野に違いない。

先に述べたように負担法第2条には対象は「異常な天然現象」に限定されている。国土交通省ホームページの災害復旧事業の概要には「異常な天然現象とは」の説明に公共土木施設災害復旧事業査定方針（S32・建設省発河351号河川局長通知）の規定内容を下記のように示している。

1. 河川

警戒水位（氾濫注意水位）以上の水位

- ① 河岸高の5割程度以上の水位（警戒水位未設定の場合）
- ② 長時間にわたる融雪出水等





2. 河川以外の施設（砂防、海岸、道路、地すべり、急傾斜）の災害

① 最大 24 時間雨量 80mm 以上の降雨

② 時間雨量が 20mm 以上の降雨

3. 最大風速（10 分間平均風速の最大）15m 以上の風

4. 高潮、波浪、津波による軽微でない災害

5. 地震、地すべり、落雷、雪崩等による災害

6. 積雪が過去 10 ヶ年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ 1m 以上の雪による災害

出典：国土交通省 水管理・国土保全 異常な天然現象とは

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/hukkyu_jigyoku.html

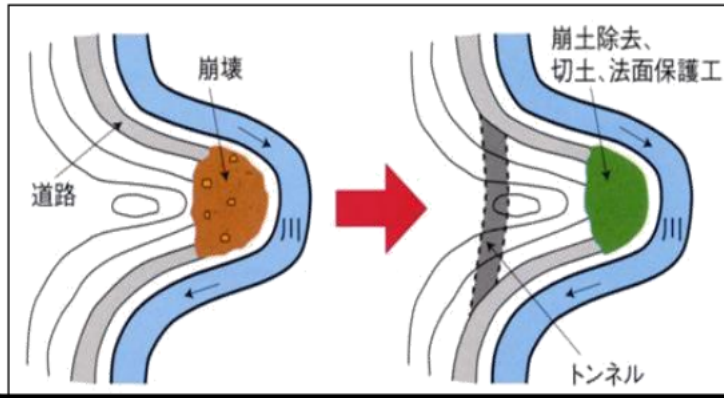
斜面インフラの視点からは、最大 24 時間雨量 80mm 以上の降雨、時間雨量が 20mm 以上の降雨による施設災害、および高潮、波浪、津波による軽微でない災害、地震、地すべり、落雷、雪崩等による災害が該当するであろう。

同法第二条 2 には「この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。」と規定されている。また、同法第二条 3 には「災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。」との規定がある。以上から災害復旧事業は、「原形復旧」、「原形復旧不可能」、「原形復旧困難」、「原形復旧不適當」の 4 ケースに分類されることが理解できる。

負担法事務取扱要綱に 4 つのケースごとに対象種目、災害箇所の状況、復旧工法、採択限度の詳細が規定されている。この条項に関する総括災害査定官の説明資料⁴⁾によれば「原形復旧が原則であるが、形状、寸法、材質を変えて従前機能の復旧を図ることや効用の増大を図ることも可能」で、説明資料には具体例が示されている。図－5 はその一例である。



- ②大規模な山腹崩落等により、地形が大きく変動したため、原位置での原形復旧が**困難**な場合
→ 道路の**ルートを変更し、トンネルで、被災した施設に変わるべき施設を復旧**



図ー５ 原形復旧が困難な場合

出典： https://zenkokubousai.or.jp/download/reiwa_nittei07.pdf

なお、施設復旧に係る設計の基準は災害特有のものは見当たらず、災害査定官の経験者の話によると「一般の設計はまず国の基準（河川砂防技術基準など）、それにないものは、公団等の基準、協会の基準を使用している」とのことであった。

5) 国庫負担率

災害復旧事業の国庫負担率は同法第四条に定められ、国庫負担の基本負担率は $\frac{2}{3}$ であるが、地方公共団体の財政力に適応するように国庫負担率を累進的に増加させている。すなわち、年間の災害復旧事業費が、標準税収の $\frac{1}{2}$ を超え、2 倍に達するまでの額に相当する額については $\frac{3}{4}$ が国費、標準税収の 2 倍を超える額に相当する額については $\frac{4}{4}$ 国費による負担となっている。

地方自治体の負担分については、会長コーナ No.23 で述べたように地方財政法による地方債を財源とする特例の第五条四「災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合」の適用可能で、起債の 95% が地方交付税として国庫から支援されるので、実質の地方負担額はかなり軽減される。

6) 災害時に備える財政調整基金

地方自治法第二百四十一条には、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」とされている。多くの自治体では、条例を制定して財政調整基金を設定している。

いつ来るかわからない災害時の財政的準備としては、地方財政法第 4 条の三に地方公共団体における年度間の財源の調整として、「地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方



交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなる時、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなる時は、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない」と規定され、積立金の処分ができる場合に、「二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。三 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき」が示されている。

大きな災害や経済不況があっても赤字決算を出さずに済むようにするのが主な目的の財政調整基金として、自治体としてどの程度が適当なのであろうか？もちろん地形・地質や気候条件によって、想定される自然災害の規模や被害の程度は異なるので災害対応のための基金の規模は異なるであろう。小西⁵⁾は、熊本地震の被災団体である熊本県益城町の補正予算の分析から災害対応のための基金の規模は標準財政規模の30%程度との事例を示している。同じく南阿蘇村の事例でも30%未満と分析結果を示している。

7) 激甚災害による支援の嵩上げ

災害復旧費等に係る自治体負担分の合計額の標準税収の、市町村の場合は5%を超えた場合、激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）が適用され、国庫負担の上乗せ措置が講じられる。激甚災害法第3条と第4条で定める第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第三条・第四条）に該当すれば激甚災害に指定される。なお指定には中央防災会議の意見を聞くことになっている。

8) 特別交付税の交付

普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要がある地方団体に特別交付税が交付される。特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）によるが、対象事項として、以下のようなものが含まれる。

- 一 災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費があること。
- 三 災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。





四 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

9) 大規模災害

大震災など通常規模を超える災害では、特別な立法措置によって国の財政支援が主体となる。詳細は参考文献⁵⁾、⁶⁾に譲るが、阪神・淡路大震災では、補助金支援と地方債補填方式が採用されたが、地方財政の疲弊を招いたとされる。東日本大震災では、復興増税に加え国庫補助金、交付金、基金を投入し、国庫補助率を引き上げ、地方負担 20%を特別交付金で国が全額手当するより手厚い支援が行われた。

参考文献

- 1) 一般社団法人全日本建設技術協会 (2025) :令和 7 年災害手帳、第 2 節災害復旧事業の適用範囲、851p.
- 2) 公益社団法人全国防災協会 (2025) : 災害査定の手引き、192p.
- 3) 公益社団法人日本道路協会 (2009) : 道路土工一切土工・斜面安定工指針, pp.198-199、および pp.226-227.
- 4) 加邊良徳 (2025) : 災害査定の基本原則—災害復旧制度・注意点と最近の話題—
- 5) 小西砂千夫 (2025) : 自治体の災害財政が分かる本、251p.、ぎょうせい
- 6) 高寄昇三(2014)政府財政支援と被災自治体財政—東日本・阪神大震災と地方財政—、128p.、公人の友社

第二話のまとめ

- 1) 防災事業や災害復旧事業のすべては法律に基づいて執行される。災害が発災した直後は、「災害救助法」、復旧・復興には「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」「農業水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」が主要な根拠法律である。
- 2) 国庫負担法の対象は「異常な天然現象」による災害に限定され、異常な天然現象の定義が示されている。復旧事業は原形復旧が原則であり、改良復旧も制度上認められているがハードルは高い。
- 3) 自治体は条例制定により財政調整基金を準備し、大きな災害があっても赤字決算を出さずに済むように備えている。熊本地震の被災団体では、災害対応のための財政規模として標準財政規模の 30%程度を要したとの事例研究がある。
- 4) 激甚災害では国庫負担の上乗せ措置が講じられ、大震災など大規模災害では特別な立法措置が行われ国の財政支援が拡充される。





バックナンバー

シリーズ 3

No.25 2026 年 6 月 12 日

No.24 2026 年 5 月 29 日

No.23 2026 年 5 月 15 日

シリーズ 2

No.22 2026 年 5 月 1 日

No.21 2026 年 4 月 17 日

No.20 2026 年 4 月 3 日

No.19 2026 年 3 月 19 日

No.18 2026 年 3 月 6 日

No.17 2026 年 2 月 20 日

No.16 2026 年 2 月 6 日

No.15 2026 年 1 月 21 日

No.14 2026 年 1 月 9 日

No.13 2025 年 12 月 19 日

No.12 2025 年 12 月 5 日

No.11 2025 年 11 月 21 日

シリーズ 1

No.10 2025 年 11 月 7 日

No.9 2025 年 10 月 24 日

No.8 2025 年 10 月 10 日

No.7 2025 年 9 月 26 日

No.6 2025 年 9 月 12 日

No.5 2025 年 8 月 22 日

No.4 2025 年 8 月 8 日

No.3 2025 年 7 月 25 日

No.2 2025 年 7 月 4 日

No.1 2025 年 6 月 20 日

